

主要地方道伊勢南島線雨量規制検討委員会設置要領

(名称)

第1条 本会は、「主要地方道伊勢南島線雨量規制検討委員会」(以下、「委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 委員会は、主要地方道伊勢南島線(以下、「本線」という。)の災害防除工事等の進捗に伴う異常気象時通行規制区間の規制基準見直し(以下「見直し」という)について検討を行い、三重県に助言することを目的とする。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次の事務事項を所掌する。

- 一 本線の防災点検・工事に関すること
- 二 本線の災害履歴に関すること
- 三 その他、見直しに必要と認められる事項に関すること

(組織)

第4条 委員会は、委員長および委員をもって組織する。

- 一 委員は、知事が委嘱する。
- 二 委員長は、委員の中から知事があらかじめ指名する。
- 三 前項の規定に関わらず、委員会が必要と判断した場合においては、臨時に第三者を委員とすることができます。また、委員にやむを得ない事由が生じ、委員会への出席が困難になった場合も同様とする。
- 四 委員の任期は、委員会開催時までとする。

(委員会)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、開催する。

- 一 委員長は、委員会を総括し、委員会を代表する。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、三重県伊勢建設事務所内に置く。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、別にこれを定める。

附則

この要領は、令和7年10月27日から適用する。

主要地方道伊勢南島線雨量規制検討委員会 名簿

| 所属 | 職 | 氏名 | 備考 |
|-------------|----------|-------|-----|
| 国立大学法人 三重大学 | 特任教授 | 酒井 俊典 | 委員長 |
| 伊勢警察署 | 交通第1課長 | 青木 伸司 | 委員 |
| 度会町役場 | 建設課長 | 阪口 昇吾 | 委員 |
| 県土整備部 道路管理課 | 道路維持班長 | 高山 英希 | 委員 |
| 伊勢建設事務所 | 副所長兼保全室長 | 河邊 努 | 委員 |